

## ↳ 非上場株の物納

**Q** : 非上場会社の株式は物納できますか？

**A** : 物納することはできますが、その株式の買受希望者がいない場合は一般入札により処分されてしまいます。

### 【解説】

今年度の税制改正で、原則として物納不適格財産であった非上場株式が、物納可能とされました。

しかし、その株式を買い戻す見込みがない場合には、その株式が第三者に移ってしまうこともあり、検討が必要です。

非上場株式の物納は、譲渡制限を解除しなければならないという要件があるため、第三者に株式が移ってしまうという危険性があります。

そこで、財務局では、株式を物納した相続人や株式発行会社、役員又は従業員の随意契約適格者に株式収納後1ヶ月以内を回答期限とする「国有株式の買受希望に関する照会について」という書面を送付し、買受の意思を確認することとされています。

随意契約適格者が、買受の意思表示をすれば収納から1年以内の買戻しが要求されるか、5年以内の分割購入が認められることとなりますが、買受希望がない場合には、株式は速やかに一般競争入札に付されることとなります。第三者に渡ることとはどうしても防ぎたいことから必然的に国からの買受けの打診には応ずることになるかと思いますが、そうであるなら、最初から会社を買取った方がいいのかもしれない。

